

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条及び第7条の2の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月7日

香川県知事 池田豊人

- 1 都市計画決定権者の名称  
香川県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称  
高松環状道路（福岡町～檀紙町）
  - (2) 種類  
高速自動車国道又は一般国道の新設又は改築
  - (3) 規模  
延長 約10キロメートル
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
起点 高松市福岡町  
終点 高松市檀紙町
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
高松市
- 5 方法書及びこれを要約した書類の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所  
香川県土木部都市計画課 高松市番町四丁目1番10号  
香川県環境森林部環境政策課 高松市番町四丁目1番10号  
高松市都市整備局道路整備課 高松市番町一丁目8番15号
  - (2) 縦覧期間  
令和8年4月7日（火曜日）から同年5月7日（木曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
  - (3) 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 意見書の提出  
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限  
令和8年4月7日（火曜日）から同年5月21日（木曜日）まで（休日を除く。）。ただし、郵送による場合は、同月21日までの消印があるものに限り有効とする。
  - (2) 提出先  
香川県土木部都市計画課 高松市番町四丁目1番10号
  - (3) 記載事項  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代

表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語によるものに限る。）

8 ホームページによる閲覧

方法書及びこれを要約した書類は、次のホームページで閲覧することができる。

香川県土木部都市計画課

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/toshikei/jigyo/tkkanjyou.html>

9 説明会の開催を予定する日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
令和8年4月14日（火曜日） 午後7時から午後8時まで	高松市番町一丁目8番15号 高松市役所13階大会議室
令和8年4月16日（木曜日） 午後7時から午後8時まで	高松市林町2217番地1 サンメッセ香川特別会議室
令和8年4月18日（土曜日） 午後2時から午後3時まで	高松市番町一丁目8番15号 高松市役所13階大会議室
令和8年4月19日（日曜日） 午後2時から午後3時まで	高松市林町2217番地1 サンメッセ香川特別会議室
令和8年4月20日（月曜日） 午後7時から午後8時まで	高松市香西南町476番地1 高松市ふれあい福祉センター勝賀大会議室
令和8年4月22日（水曜日） 午後7時から午後8時まで	高松市国分寺町新名430番地2 高松市国分寺会館第1会議室
令和8年4月25日（土曜日） 午後2時から午後3時まで	高松市香西南町476番地1 高松市ふれあい福祉センター勝賀大会議室
令和8年4月26日（日曜日） 午後2時から午後3時まで	高松市国分寺町新名430番地2 高松市国分寺会館第1会議室